

鳥取県農業経営改善計画認定要領

(目的)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条、同法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第13条から第15条及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知）（以下、「基本要綱」という。）第5の規定に基づき、鳥取県（以下、「県」という。）が行う農業経営改善計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農業経営改善計画の認定申請)

第2条 県が農業経営改善計画の認定を行う者は、二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、農業経営改善計画の認定を受ける場合において、当該二以上の市町村の区域が本県の区域内のみにある場合とする。

2 組織経営体にあつては、前項に定めるほか、法人格を有する者又は当該計画に法人化計画を含み既に法人化の手続を開始している者とする。

3 農業経営改善計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の申請書を県に提出するものとする。

その際、申請者は別記様式第2号の個人情報の取扱いに係る同意書を添付して提出するものとする。

4 区域内に農用地又は農業生産施設を所有しない者や現に住所を有していない者については、居住等を予定している住所地により、認定申請を行い、認定を受けることができるものとする。

5 申請書の提出にあたっては、農林水産省共通申請サービスによる電子申請ができるものとする。

(提出先)

第3条 申請者が申請書を提出する先は下記の県地方事務所等とする。

区分	申請者の住所地	提出先
書面申請	鳥取市、岩美町	東部農林事務所農業振興課
	八頭町、若桜町、智頭町	東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課
	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、 琴浦町	中部総合事務所農林局農業振興課
	米子市、境港市、大山町、日吉津村、 伯耆町、南部町	西部総合事務所農林局農林業振興課
	日野町、日南町、江府町	西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課
電子申請	全県	農林水産省共通申請サービス

(事務処理)

第4条 認定等の事務処理については、申請書に記載された二以上の市町村の区域が各地方事務所の所管する区域内である場合は、申請を受け付けた地方事務所において事務処理を行うものとする。

また、地方事務所の所管する区域を越えるものについては、原則、申請者の住所地を所管する地方事務所が事務処理を行うものとする。

なお、電子申請で行われたものについても、同様とする。

(農業経営改善計画の認定等)

第5条 県は、農業経営改善計画の申請を受理した日からおおむね30日以内に認定するものとする。

(1) 県は、書面の形式審査後、関係市町村に意見照会・聴取し、結果をとりまとめて認定の可否とする。

(2) 関係市町村は、「基本要綱第5の4(2)関係市町村の意見聴取」に基づき、基本構想に照らして認定要件に則して適当か否かを判断し意見を述べるものとし、市町村認定の場合と同様、適正に審査の上で判断をするものとする。

(3) 県は、関係市町村の適否の判断を行うために必要な添付資料として次の事項のわかるものを申請者に求めるものとする。

ア 現況の経営収支がわかるもの

イ 目標年度の経営試算

ウ 機械・施設の現在の保有状況

(4) 関係市町村に意見を照会している期間は、県の事務処理期間に含めないものとする。

2 既に県が認定した農業経営改善計画を変更して、関係市町村を追加する場合には、追加される関係市町村のみに意見を聴くものとする。

3 県は、農業経営改善計画の認定にあたって、必要に応じて、農業者等の専門的な知識を有する第3者から意見を聴取することができるものとする。

(農業経営改善計画の認定通知)

第6条 県は、農業経営改善計画を認定したときは、別記様式第3号により申請者に通知するとともに、認定通知書の写しを付してその旨を、関係市町村及び農業委員会、県農地中間管理機構、必要に応じてその他関係機関に通知するものとする。

2 県は、認定にあたって不適及び一部不適と判断したときには、申請者にその理由を書面により通知するものとする。

(農業経営改善計画の変更等)

第7条 第5条の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、県の認定を受けなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(有効期間)

第8条 認定の有効期限は、認定日から起算して5年間とする。なお、変更認定に係る有効期限は、当初の認定期間の残余期間とする。

(農業経営改善計画のフォローアップ等)

第9条 県は、認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、関係市町村及び関係機関と連携しフォローアップを行うほか、農業経営相談所(農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成30年3月29日付29経営第3471号農林水産事務次官依命通知)別記第1の第1の農業経営相談所という。以下同じ。)その他の

専門的な知識を有する者（以下「専門家」という。）を積極的に活用することを促すものとする。

（農業経営改善計画の再認定）

第10条 県は、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るため、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていくことを促すものとする。

なお、認定農業者が農業経営相談所及び専門家を活用されている場合は、その助言を十分反映させた農業経営改善計画となるよう指導するものとする。

- 2 県は、関係市町村及び関係機関と連携し、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、満了及び再認定の案内を行うこととし、当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれる場合は、新たな農業経営改善計画の作成を促すこととする。
- 3 県は、再認定にあたって、必要に応じて事業継承計画の策定等の支援を行うものとする。

（認定の取り消し）

第11条 県は、農業経営改善計画が次の取消事由に至った場合は、認定を取り消すものとする。

（1）認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

（2）認定農業者が、農業経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。

- 2 認定の取り消しにあたっては、基本要綱第5の6に留意して行うものとする。

（周知等）

第12条 県は、認定農業者制度の重要性に鑑み、市町村と連携して認定農業者制度の周知を図っていくものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月31日に施行し、令和2年4月1日から適用する